官報
（号外）
財務省印刷局発行
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通一一四）　一
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（同一一五）　二
○大気汚染防止法第二条第十項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令（環境二七）　三

〔告示〕
○道路運送車両の保安基準第三十一条第十四項、第十五項、第二十三項及び第二十四項に基づき、自動車から排出される排出物の基準等に関する事項を定める告示（国土交通一二九四）　三
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第二条の規定に基づき、入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定める算定の方法を定めた件（同一二九五）　三
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第五十三条第一項第九号の規定に基づき、同号の国土交通大臣の定める基準を定める件（同一二九六）　三
○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境四七）　四

〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係　七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、宇宙開発事業団H－ⅡAロケット試験機一号機の打上げ、奄美群島振興開発基金平成十二年度決算等、平成十二年度防衛施設庁共済組合の決算関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○国土交通省令第百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年八月三日

国土交通大臣　林　寛子

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二十五項中「第十四項から第十六項まで、第十九項及び第二十項」を「第十六項から第十八項まで、第二十一項及び第二十二項」に、「第十四項から第十六項まで及び第十九項」を「第十六項から第十八項まで及び第二十一項」に、「第十四項、第二十一項及び第二十二項」を「第十六項、第二十三項及び第二十四項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　第十五項の大型特殊自動車にあつては、同項、第十六項、第二十三項及び第二十四項の基準

第三十一条中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項を第二十五項とし、第二十二項の次に次の二項を加える。

23　第十項から第十五項までの自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について告示で定める方法により測定した値が、告示で定める値以下でなければならない。

24　第十一項、第十三項及び第十五項の自動車は、完成検査等（小型特殊自動車にあつては道路運送車両法施行規則第六十二条の三第五項の検査）の際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について告示で定める方法により測定した値が、告示で定める値以下でなければならない。

第三十一条中第二十一項及び第二十二項を削り、第二十項を第二十二項とし、第十五項から第十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「及び第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの」を「、第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　軽油を燃料とする大型特殊自動車（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車を除く。）に限る。）であつて告示で定めるものは、新規検査等の際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について告示で定める方法により算出した値が、それぞれ告示で定める値を超えないものでなければならない。

15　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車であつて告示で定めるものは、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては道路運送車両法施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について告示で定める方法により算出した値が、それぞれ告示で定める値を超えないものでなければならない。

第五十八条を次のように改める。

（適用関係の整理）

第五十八条　第二章の規定が改正された場合における改正後の規定の適用に関しては、告示で、当該規定の適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、道路運送車両の保安基準第五十八条の改正規定並びに附則第二条及び第四条から第六条までの規定は、平成十三年九月一日から施行する。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項及び第六項中「掲げる基準」の下に「（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）」を加える。